

議案第41号

西予市介護保険条例の一部を改正する条例制定について

西予市介護保険条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和8年2月24日提出

西予市長 管 家 一 夫

提案理由

税制改正による影響を踏まえた前年度非課税者への保険料特例減免の取扱いについて、本人申請によらない減免手続を可能とするため、本条例の一部を改正するものである。

西予市介護保険条例の一部を改正する条例

西予市介護保険条例(平成16年西予市条例第172号)の一部を次のように改正する。

第11条中第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

- 3 前項の規定にかかわらず、市長が特に必要と認める場合は、前項の申請を要しない。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。